

議員提出議案第 26 号

中国国連代表部による国連総会第 3 委員会での発言に関し沖縄県知事に  
対し明確な否定と説明を求める意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いた  
します。

令和 7 年 12 月 15 日

提出者 友 寄 永 三  
賛成者 東内原 とも子

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

沖縄県民の代表として抗議して欲しいため。

## 中国国連代表部による国連総会第3委員会での発言に関し沖縄県知事に 対し明確な否定と説明を求める意見書

令和7年（2025年）10月18日、国連総会第3委員会において、中国の国連大使が日本に対し「沖縄人などの先住民族に対する偏見と差別をやめるよう求める」と発言したことが明らかとなりました。しかしながら、現在、日本国政府が法的に先住民族として認定しているのはアイヌ民族のみであり、「沖縄人」あるいは「沖縄の人々」を先住民族と位置付ける公式な法的根拠は存在しません。また、沖縄県民は日本国憲法の下で日本国民として平等な権利と義務を有しております、多くの県民は自らを「先住民族」としてではなく、日本国民として認識しています。沖縄県民の代表である沖縄県知事は早急にこの発言に対して抗議し、断固として否定しなければならない。

このような日本の法制度および沖縄県民の実情と整合しない発言が、国連総会という国際社会の公式の場で行われたことは、沖縄県民の法的地位や実情について、国際社会に誤解を生じさせるおそれがあり、極めて遺憾です。

沖縄県は、日本の一地方自治体として、長年にわたり地方自治の制度の下で県政が運営されており、県民は選挙権を通じて政治参加を行っています。こうした事実関係を踏まえいま、沖縄県民の法的地位や社会状況を一方的に表現することは、県民の尊厳を損なう結果となりかねません。

よって、当議会は、沖縄県民の代表である沖縄県知事に対し、当該発言が日本の法制度および沖縄県民の一般的な認識と整合しないものであることを明確に否定するとともに、沖縄県民の法的地位および実情について、国際社会に対し正確な説明を行うため、下記の措置を速やかに講ずるよう強く要請します。

### 記

- 1 中国国連代表部による当該発言について、沖縄県民は先住民族ではなく、日本国民として平等な権利と義務を有していること、また、当該発言が日本の法制度および沖縄県民の実情と整合しないものであることを、適切な方法により明確に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月15日

石垣市議会

宛先 沖縄県知事